

# まつぶし緑の丘公園 現況調書

## 1 公園の設置目的

まつぶし緑の丘公園は、県南東部の平坦な山地に里山や広場、水辺などを創出し、身近な自然とのふれあいを通じた県民のレクリエーションの場、憩いの場となる公園として計画しました。

都市基盤整備に伴う建設発生土を活用しながら、地域のランドマークとなる緑豊かな小高い丘を築くとともに、ビオトープ型の池の整備をするなど、環境にやさしい公園として整備を進めました。

また、計画・整備・管理の各段階において、県民と協働で公園づくりに取り組み、県民が守り育て、誇りと愛着を持てる公園とすることを目指しています。

## 2 公園の概要

(1) 位置 埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸 2 6 0 6 - 1

(2) 開設年月日 平成 1 9 年 4 月 1 日

(3) 公園面積 2 6 . 5 h a

(4) 公園利用者 (人)

	有料施設利用者数
R5年度	10,241人
R6年度	13,244人

## (5) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	植栽、池、木道339m、里山、展望台、展望広場、展望案内板		○
2 [休養施設]	四阿 3 か所 (テーブル 1 個・ベンチ 4 個)		○
	休憩所207.94㎡ (大型休憩舎・テーブル10個・ベンチ20個)		○
	その他ベンチ 97個		○
	パーゴラ 2か所		○
3 [遊戯施設]	複合遊具 1箇所		○
	健康広場 1箇所		○
	公園デビュー広場 1箇所		○
	教室広場 1箇所		○
4 [便益施設]	駐車場 4箇所 12089.66㎡ 528台		○
	駐輪場 2箇所 148.19㎡		○
	便所(南) 15.89㎡		○
	便所(大型休憩舎) 70.56㎡		○
	便所(里山) 39.27㎡		○
	便所(北) 39.27㎡		○
	水飲み 3基		○
	手洗い・自販機スペース(大型休憩舎) 13.15㎡		○
5 [教養施設]	自然生態園(水辺エリア)		○

6 [管理施設]	管理センター 499.89m <sup>2</sup>	○ (一部 有料)	
	フェンス 207.2m		○
	ガーデニングフェンス 89.87m		○
	車止め 81基		○
	外灯 69本		○
	案内板等 30基		○
	ビニールハウス		○
	警備員詰所 2棟		○
	物置 6棟		○
	ガレージ 1棟		○
	コンクリート橋		○
7 [防災施設]	防災施設 86.87m <sup>2</sup>		○
	耐震性貯水槽 1基		○
	電気室 1箇所		○
	発電機室 1箇所		○
	ポンプ室 (滅菌器1・緊急用浄水器3・緊急給水栓 7) 1箇所		○
	井戸 1箇所		○
	屋外スピーカー 16基		○
	非常用照明 3本 (9灯)		○

## (6) 主な建物（建築物）

・まつぶし緑の丘公園 建物一覧表参照（別紙1）

### 3 施設供用日、供用時間等 ※令和6年度実績

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
管理事務所	4月1日～3月31日 (307日)	9:00～21:00 (17:00以降の施設 利用申込がない日の 場合は17:00まで)	毎週月曜日（月 曜日が祝日の場 合は、その直後 の平日）と年末 年始（12月29日 から1月3日）
レクチャー ホール	〃	〃	〃
サークル室	〃	〃	〃
駐車場	〃	7:00～21:20	無休

### 4 職員体制

#### (1) 職員配置

常勤職員及び会計年度任用職員を配置している。

#### (2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備 考
日 勤 帯	常 勤	2	0	2.5	8:30～17:15	火～日のうち1日休暇
	会計年度任用	5	0	5	8:30～16:45	週4日勤務
	計	7	0	7.5		
朝 夜 帯	常 勤					早朝・夜間は警備会社 に業務委託 夜間窓口は17:00～21 :00をシルバー人材セ ンターに業務委託
	再任用					
	会計年度任用					
	計					

## 5 管理実態

### (1) 園地図

- ・まつぶし緑の丘公園 園地図参照（別紙2）

### (2) 管理業務

- ・まつぶし緑の丘公園 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・まつぶし緑の丘公園 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

### (3) 主要設備機器

- ・まつぶし緑の丘公園 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

### (4) 施設運営電力等契約状況

○電	気	(契約種別) 業務用電力 (64 k w) 低圧電力 (10 k w)
○電	話	局線2回線まで可 内線24回線まで可
○上	水道	(上水契約口径・引込数) 越谷・松伏水道企業団 50mm 1本
○軽	油	(用途) 園地管理等

### (5) 遊具点検

[主な遊具]

複合遊具、健康広場、公園デビュー広場、教室広場

[点 検]

ア 定期点検

(ア) 必要に応じて専門技術者と協力して年1回以上詳細な点検を行う。

(イ) 構造部材、消耗部材について、詳細、入念な点検を行う。

イ 日常点検

(ア) 目視、触診、聴診などにより、施設の変形や異常の有無を日常業務の中で行う。

(イ) 遊具日常点検表を作成し、日常点検を行う。

(ウ) 遊具履歴書を適宜更新する。

### (6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

なし

## (7) 修繕リスト

- ・まつぶし緑の丘公園 修繕工事一覧参照（別紙6）

## (8) 有料施設の利用状況

- ・まつぶし緑の丘公園 有料施設利用状況参照（別紙7）

## (9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・まつぶし緑の丘公園 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

## (10) 貸与可能備品

- ・まつぶし緑の丘公園 貸与可能備品一覧参照（別紙9）

## (11) 有料施設の利用料金等の設定

- ・まつぶし緑の丘公園 利用料金一覧参照（別紙10）

## (12) 施設の防災に係る地理的条件

- ・洪水浸水想定区域 水深最大3m（水辺ゾーン周辺）
- ・埼玉県地域防災計画において災害時における防災活動拠点に位置付け
- ・松伏町指定緊急避難場所に指定

## (13) 公園施設長寿命化計画

- ・県では、公園施設の効果的・効率的な維持管理と維持管理費用の縮減・平準化を行うため、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新等を行っている。
- ・令和6年3月時点の計画では以下の公園施設について計画を策定しているが、劣化状況や使用頻度、予算状況などにより対策内容や時期は変動する。

令和8年度 遊戯施設（砂場）：補修

令和9年度 遊戯施設（複合遊具）：更新、（砂場）：補修・展示ホール・管理センター：修繕

令和10年度 電気室棟：修繕、遊戯施設（象形遊具・砂場）：補修

令和11年度 遊戯施設（健康器具、スプリング遊具、砂場等）：補修

令和12年度 遊戯施設（砂場）：補修

## (14) 県営公園利用者アンケート結果

- ・まつぶし緑の丘公園 県営公園利用者アンケート集計結果（別紙11）

※令和7年5月21日（水）～6月20日（金）webアンケートにより実施

※県HPや県公式SNS（LINE等）での周知及び公園管理事務所窓口等で利用者に回

答の協力を呼びかけて実施

## 6 特記事項

- 令和6年度に公園西側駐車場の舗装工事を実施した。  
また、令和8年度以降に管理棟浄化槽設置工事を実施する予定。
- 夏場の調整池の汚濁、悪臭が問題となっており、水質改善のため、イケチョウガイの導入や空心菜の水耕栽培を行い、水中の富栄養化を抑制する事業を試験的に実施している。
- 公園周囲の歩道部分(東側は道路全て)は公園用地であり、公園利用者以外にも往来に支障が生じないよう適切に管理する必要がある。
- 令和7年度の防犯カメラを新規で設置する予定。詳細については、指定管理業務に関する特記仕様書を確認すること。
- 県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

## まつぶし緑の丘公園 建物一覧

施設名	建設年月日	構造	階数	建築面積 ( $\text{m}^2$ )	延床面積 ( $\text{m}^2$ )
管理センター	平成19年3月完成	鉄骨造	1	662.45	499.89
便所(南)	平成19年3月完成	PCコンクリート造	1	15.24	15.50
休憩所(大型休憩舎)	平成21年3月完成	RC造	1	243.59	243.59
便所(大型休憩舎)	平成21年3月完成	RC造	1	70.56	70.56
手洗い・自販機スペース (大型休憩舎)	平成21年3月完成	RC造	1	13.15	13.15
四阿		鉄骨造	1	12.25	12.25
四阿		鉄骨造	1	12.25	12.25
六角四阿		木造	1	18.46	18.46
防災施設	平成22年3月完成	S造	1	86.87	86.87
便所(里山)	平成28年8月完成	壁式コンクリート造	1	39.27	39.27
便所(北側)	平成30年3月完成	壁式コンクリート造	1	39.27	39.27
警備員詰所	平成28年12月完成	ユニットハウス	1	5.32	4.86
警備員詰所	平成28年12月完成	ユニットハウス	1	5.32	4.86
倉庫	平成19年3月完成	鉄骨造	1	18.00	18.00
ガレージ	平成29年2月完成	軽量鉄骨造	1	12.55	9.13
物置	平成29年2月完成	軽量鉄骨造	1	9.32	9.30
物置	平成29年2月完成	軽量鉄骨造	1	9.32	9.30
展望台	平成29年3月完成	鉄骨造	1	17.07	17.07
計				1,290.26	1,123.58

まつぶし緑の丘公園



## まつぶし緑の丘公園 現状管理業務一覧

	業務名称	業務の内容
1	管理事務所業務	受付事務（窓口対応、有料施設、行為許可の受付、利用料金徴収業務等） 鍵の管理（管理施設、便益施設、防災施設等）
2	園地管理業務	園内の除草 人力除草委託（集草あり） 14,000㎡×8回/年 人力除草直営 500㎡×2回/年 機械除草委託（集草あり） 8,000㎡×3回/年 機械除草直営（集草なし） 8,000㎡×4回/年 草地管理 機械除草委託（集草あり） 11,000㎡×15回/年 機械除草直営（集草なし） 11,000㎡×4回/年 芝生管理 機械刈込委託（集草あり） 45,000㎡×30回/年 機械刈込直営（集草あり） 45,000㎡×4回/年 芝生施肥委託 25,000㎡×1回/年 植栽管理 高木剪定（目の高さ30cm以上） 25本×1回/年 高木剪定（目の高さ15～30cm） 106本×1回/年 寄せ植え委託 500㎡×2回/年 寄せ植え直営 500㎡×2回/年 花壇（巡回管理）委託 192回/年 花壇（巡回管理）直営 173回/年 樹木管理委託 6回/年 土木 土木作業員委託 3回/年 土木作業員直営 上記以外 * その他芝及び草の成長期及び利用者からの要望等があった場合については、適切に対応を行う * ボランティアによる作業内容は、上記の内容を補完する
3	清掃業務	芝生・園路・駐車場清掃、建物清掃、照明器具清掃、排水溝清掃及び園内清掃（はき清掃、ゴミ収集・分別処理等）等 園内パトロール時に合わせて毎日実施 便所清掃 委託（3回/週）及び直営（必要に応じて随時） 管理センター清掃 委託（3回/週、ガラス・床ワックスがけ1回/年 500㎡）及び直営（必要に応じて随時） * その他天候により清掃の必要性が生じた場合・利用者からの要望があった場合等については適切に対応を行う
4	警備業務	園内の年間早朝、年間夜間巡回警備 早朝警備（午前5時30分～午前8時30分） 夜間警備（午後8時～午前0時） 建物機械警備（夜間機械警備セットからリセットまで） * その他時間外であっても災害や事故発生時及び利用者からの苦情対応等を適切に行う
5	空調機保守点検業務	エアコン、全熱交換機フィルター清掃（1回/年）
6	消防用設備保守点検業務	消防法に基づく消防用設備（自動火災報知器、消火器等）の点検（2回/年）
7	汚水処理施設保守点検業務	（1）土壌処理施設（日最大処理水量12㎡及び5㎡の2基）の保守点検業務 （2）大型休憩舎浄化槽（処理対象人員160人、計画汚水量13.6㎡）の保守点検業務 （3）南側、里山、北側浄化槽（処理対象人員50人、計画汚水量10㎡）の保守点検業務
8	特殊建築物定期点検業務	建築基準法第12条に基づく定期点検
9	廃棄物処理業務	公園内で発生するゴミを産業廃棄物処理業者に委託して処理

## まつぶし緑の丘公園 現状管理業務一覧（水辺ゾーン）

業務名称	業務の内容
1 園地管理業務	園内の除草 機械除草委託（集草あり） 15,000㎡×3回/年 機械除草直営（集草なし） 15,000㎡×4回/年
	芝生管理 機械刈込委託（集草あり） 1,700㎡×30回/年 機械刈込直営（集草あり） 1,700㎡×4回/年
	植栽管理 寄せ植え委託 500㎡×2回/年 寄せ植え直営 500㎡×2回/年
	* 水辺の除草については、池に生息する水生生物や水鳥、また、景観等に配慮した維持管理を行う
2 木道管理業務	(1) 施設点検、ごみ収集等（随時） 総延長 339m、総面積 761㎡ (2) 定期点検（12回/年） (3) 巡回（毎日）
3 調整池管理業務	降雨時の水位管理
	* 降雨時の水位上昇により、木道、園路が水没する恐れがある場合は、事前に立入禁止措置を取り、利用者の安全を確保するとともに事故防止に努める
	* 水没により、木道等が汚れた場合は、利用者の転倒防止のため速やかに清掃を行う

## まつぶし緑の丘公園 現状管理業務一覧（里山ゾーン）

1 園地管理業務	園内の除草 人力除草委託（集草あり） 1,300㎡×4回/年 人力除草直営（集草なし） 1,300㎡×2回/年 機械除草委託（集草あり） 60,000㎡×4回/年 機械除草直営（集草なし） 60,000㎡×1回/年
	草地管理 機械除草委託（集草あり） 4,000㎡×6回/年 機械除草直営（集草なし） 4,000㎡×3回/年
	植栽管理 樹木剪定 2,000本×1回/年 樹木管理委託 2回/年
	土木 土木作業員委託 1回/年 土木作業員直営 上記以外

## まつし緑の丘公園 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予算)
管理 経費	人件費	27,359	22,770	25,536	32,681	32,998
	消耗品費	1,036	996	1,383	1,413	1,001
	修繕費	4,697	4,244	3,700	3,216	3,080
	光熱水費	4,730	5,752	5,300	5,196	7,547
	責任保険料	334	331	363	372	375
	手数料	52	62	55	104	68
	委託料	32,562	35,982	34,410	31,944	32,789
	租税公課	7	6	7	7	10
	その他	5,280	6,088	6,036	2,499	2,772
	合計	76,057	76,231	76,790	77,432	80,640

収入	委託料収入	69,770	69,110	69,395	69,554	70,233
	利用料金収入	535	496	775	744	900
	自主事業収入	8,255	8,332	8,364	8,594	9,507
	合計	78,560	77,938	78,534	78,892	80,640

管理費経費－収入	-2,503	-1,707	-1,744	-1,460	0
----------	--------	--------	--------	--------	---

※ 令和3年度から令和6年度は決算、令和7年度は当初予算の額を記載。

※ 令和7年度(予算)の指定管理料のうち、光熱費及び燃料費等について、昨今のエネルギー価格高騰を見込んで1,363千円増額している。  
この増額した指定管理料については、精算対象とし、光熱費及び燃料費等の支出実績を踏まえて、使用しなかった分は県へ返還することとしている。

## まつぶし緑の丘公園 主要設備機器一覧

施設名等	機器名	仕様・能力	台数	備考
管理棟センター	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋外機）	冷房能力90.0kw、暖房能力100.0kw	1	屋外
	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋内機）	天井ビルトイン形 冷房能力11.2kw、暖房能力12.5kw	3	展示ホール
	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋内機）	天井カセット形 冷房能力11.2kw、暖房能力12.5kw	5	サークル室(1) レクチャーホール2 事務室2
	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋内機）	天井カセット形 冷房能力9.0kw、暖房能力10.0kw	1	サークル室(3)
	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋内機）	天井カセット形 冷房能力8.0kw、暖房能力9.0kw	1	サークル室(2)
	ビル用マルチヒートポンプエアコン（屋内機）	天井カセット形 冷房能力2.2kw、暖房能力2.5kw	2	救護室 ロッカー室
	全熱交換機	天井カセット形 400m <sup>3</sup> /時×80Pa	2	レクチャーホール2
	全熱交換機	天井カセット形 300m <sup>3</sup> /時×100Pa	3	サークル室 (1)(2)(3)
	全熱交換機	天井埋込形 300m <sup>3</sup> /時×90Pa	1	展示ホール
	全熱交換機	天井カセット形 250m <sup>3</sup> /時×50Pa	1	事務室
	全熱交換機	天井埋込カセット形 80m <sup>3</sup> /時×60Pa	1	救護室
	排気ファン	消音ボックス付ストレートシロッコファン 1100m <sup>3</sup> /時×60Pa	2	男子トイレ 女子トイレ
	天井扇	300m <sup>3</sup> /時×60Pa	3	多目的トイレ 倉庫(1) 展示ホール
	天井扇	200m <sup>3</sup> /時×80Pa	2	待合所 倉庫(3)
	天井扇	100m <sup>3</sup> /時×80Pa	5	倉庫(2)、ロッカー室、男子トイレ、女子トイレ、書庫倉庫
	換気扇	電動シャッター250φ×600m <sup>3</sup> /時	1	展示ホール
	サイクル扇	900φ×220回転/分	3	展示ホール
電気温水器、IHコンロ、レンジフードファン	貯湯量12L 据置型 1.1Kw、100V 101W、200V	各1	給湯室	
屋外施設	汚水土壤処理施設	日最大処理量12m <sup>3</sup> /日、占有面積324m <sup>2</sup> 、着脱式汚水ポンプ100ℓ/分×200V×0.75Kw×2台、30ℓ/分×200V×0.25Kw×2台、	1	管理センター
便所（中央）	換気扇	人感センサー内蔵 50m <sup>3</sup> /時	1	屋外
屋外施設	汚水土壤処理施設	日最大処理量5m <sup>3</sup> /日、占有面積153m <sup>2</sup>	1	駐車場便所

## まつぶし緑の丘公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
じゃぶじゃぶ流れ	ろ過ポンプ	水中ポンプ Φ65×0.19m <sup>3</sup> /分×10m×1.5Kw	1	屋外 (ピット内)
	循環ポンプ	水中ポンプ Φ80×0.7m <sup>3</sup> /分×7m×2.2Kw	1	屋外 (ピット内)
	圧力式ろ過機	立型円筒型 Φ800×11.4m <sup>3</sup> /時	1	屋外 (ピット内)
	排水ポンプ	水中ポンプ Φ50×0.3m <sup>3</sup> /分×5m×1.5Kw	1	屋外 (ピット内)
	銅イオン滅菌装置	金属イオン滅菌装置 保有水量30m <sup>3</sup> 用	1	屋外 (ピット内)
	滅菌装置	次亜塩素素注入型 PVC製100ℓタンクダイヤフラムポンプ	1	屋外 (ピット内)
	自動給水装置	電磁弁 25Aバイパス付	1	屋外 (ピット内)
	水景施設制御盤	屋外自立型 1,400W×600D×1,200H	1	屋外
	水位検出ユニット	5P電極	1	屋外 (ピット内)
大型休憩舎	合併浄化槽	処理方式 担体流動・ろ過方式 処理対象人員160人、計画汚水量13.6m <sup>3</sup> 、制御盤	1	
	ばっ気ブロワ	25A×0.40kW×0.32m <sup>3</sup> /分	2	
	攪拌ブロワ	13A×0.20kW×0.12m <sup>3</sup> /分	1	
	計量ポンプ	50A×0.15kW×0.07m <sup>3</sup> /分	2	
	放流ポンプ	40A×0.15kW×0.07m <sup>3</sup> /分	2	
	有圧換気扇	風量660m <sup>3</sup> /分×15W×20cm	3	
	屋上緑化灌水装置	自動灌水装置制御盤、点滴式灌水パイプφ17mm	1	
広場	水道加圧装置		1	

## まつぶし緑の丘公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
受変電設備	高圧負荷開閉器	PAS 7.2kV 300A VT、LA内蔵	1	
	高圧真空遮断器	VCB 7.2kV 600A 12.5kA	1	
	変圧器	三相 100kVA	1	
	変圧器	単相 100kVA	1	
	変圧器	スコット 75kVA 210/210-105	1	
拡声設備	拡声設備	非常用、業務用	1	
	拡声設備	スピーカー 2 台用	2	
	拡声設備	スピーカー 1 台用	9	
防災施設	非常用発電機	ディーゼル 200V 144kW	1	
	防災コンセント盤		1	
	投光器	1灯当たり1200VA 1機あたり3灯設置3600VA	3	
	地下貯蔵タンク	燃料タンク 3000 L A重油	1	
	耐震性貯水槽	鋼板一体型地中埋設 10m <sup>3</sup>	1	
	深井戸加圧給水ユニット	40 φ×160 L/分×(地下揚程45m 全揚程80m) 3 φ 200V 3.7kw	1	
	滅菌器	ダイヤフラム式薬液注入装置 処理水量 160 L/分 1 φ 100V	1	
	緊急用浄水器	移動式電動浄水器ユニット 処理水量 1.5m <sup>3</sup> /時 1000w 1 φ 100V	1	
	火災受信盤		1	
	誘導灯信号装置盤		1	
散水施設	散水装置	自動昇降 2 段式	1	広場ゾーン (芝生広場)
	散水ポンプ	900L/分 78m×18.5kw	1	広場ゾーン (芝生広場)
	受水槽	容量20t 2m×5m×2m(有効容量15t)	1	広場ゾーン (芝生広場)
	操作盤		1	広場ゾーン (芝生広場)

## まつぶし緑の丘公園 主要設備機器一覧

施設名等	機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
便所(里山)	合併浄化槽	処理計画人員:50人 処理計画汚水量:10.0m <sup>3</sup> /日 流入水質:200mg/L、放流水質:20mg/L 処理方式:分離嫌気ろ床担体流動方式	1	
	エアープンプ	安永エアープンプ(株)製 電磁式エアープンプ 型式 LW-250 製品番号 60510011 電源・電圧:単相100V 周波数:50/60Hz	1	
	汚水処理制御盤	(株)ダイキアクシス製 外形:W500×H1330×D200mm シーケンサー(FX3G-24MR/ES) 送風機・放流ポンプ	1	
便所(北側)	合併浄化槽	処理計画人員:50人 処理計画汚水量:10.0m <sup>3</sup> /日 流入水質:200mg/L、放流水質:20mg/L 処理方式:分離嫌気ろ床担体流動方式	1	
	エアープンプ	エアープンプ ブロウユニット 20A×350L/分×0.02MPa×320w	1	
	汚水処理制御盤	ニッコー(株)製 屋外・自立型外形 W500×H1330×D170mm シーケンサー(FX3G-24MR/ES)	1	
便所(南側)	合併浄化槽	処理計画人員:50人 処理計画汚水量:10.0m <sup>3</sup> /日 流入水質:200mg/L、放流水質:20mg/L 処理方式:分離嫌気ろ床担体流動方式	1	
	ブロウ	20A×350L/分×0.02MPa×280W	1	
	放流ポンプ	40A×100L/分×3.5×280W	2	
	制御盤	ニッコー(株)製 屋外・自立型 W500×H1330×D170mm シーケンサー(FX3G-24MR/ES)	1	



## まつぶし緑の丘公園 有料施設利用状況

年 月	レクチャーホール・サークル室			
	無料	有料	合計	金額
	回	回	回	円
令和6年4月	22	9	31	12,720
5月	63	16	79	18,020
6月	36	40	76	51,940
7月	39	27	66	38,690
8月	25	8	33	10,600
9月	31	13	44	19,080
10月	83	14	97	19,080
11月	63	37	100	48,760
12月	56	30	86	38,160
令和7年1月	48	6	54	7,950
2月	58	11	69	14,840
3月	31	16	47	21,200
合計	555	227	782	301,040

## まつぶし緑の丘公園 設置・占用・行為許可一覧

R7. 3. 31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
設置	案内標識 (大落古利根川遊歩道)	園内 (広場ゾーン)	1. 6 2 m <sup>2</sup> 1 基	H28. 12. 26	R8. 3. 31	10年
設置	物置	園内(管理事務所裏)	9. 9 8 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	防水型屋外壁掛電波時計	防災施設北西外壁面	0. 2 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	ユニットハウス配電用電柱 (引込柱)、電線	園内 (水辺ゾーン)	1 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	ガーデニングフェンス	園内 (水辺ゾーン)	3. 1 5 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	自動販売機	園内 (里山トイレ、北側駐車場ト)	1 1 台	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	こいのぼり用支柱	園内 (芝生広場)	1 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	展望案内板	園内 (展望台)	8. 7 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	ビニールハウス	園内(管理事務所裏)	4 8 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	フェンス	園内(すくすく広場)	1 0 0 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	バーベキューサイト	園内(南東バーベキューエリア)	1 0 9 m <sup>2</sup>	R3. 4. 1	R8. 3. 31	5年
設置	バーベキューサイト横断幕	園内(南東バーベキューエリア)	9. 0 3 m <sup>2</sup>	R4. 2. 25	R8. 3. 31	4年
設置	物置	園内(管理事務所裏)	9. 3 m <sup>2</sup>	R4. 3. 1	R8. 3. 31	4年
設置	バーベキュー場安全柵	園内(南東バーベキューエリア)	6 m <sup>2</sup>	R4. 3. 25	R8. 3. 31	4年
設置	物置	園内(管理事務所裏)	9. 3 m <sup>2</sup>	R5. 3. 10	R8. 3. 31	3年
占用	鳥獣保護区制札	園内	1. 12m <sup>2</sup> (制札7)	H28. 4. 1	R8. 3. 31	10年
占用	郵便差出箱 (郵便ポスト)	管理センター前	1 箇所	R5. 4. 1	R8. 3. 31	3年
占用	電柱、支線、電線	園内	本柱9本 支線1本 電線類1, 380m	R7. 4. 1	R10. 3. 31	3年
占用	支線アンカー	園内	1 条	R7. 4. 1	R10. 3. 31	3年

**まつぶし緑の丘公園  
設置・占用・行為許可一覧**

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	写真撮影			4月14日		
行為	写真撮影			4月16日		
行為	写真撮影			4月18日		
行為	写真撮影			4月18日		
行為	写真撮影			4月18日		
行為	写真撮影			4月19日		
行為	写真撮影			4月20日		
行為	写真撮影			4月21日		
行為	写真撮影			4月23日		
行為	写真撮影			4月25日		
行為	写真撮影			4月27日		
行為	写真撮影			4月28日		
行為	写真撮影			5月5日		
行為	写真撮影			5月18日		
行為	ヨガ			5月26日		
行為	CM撮影			5月26日	6月1日	
行為	犬マルシェ			6月1日	6月2日	
行為	ディスクドッグ競技			6月15日	6月16日	
行為	ヨガ			6月23日		
行為	幼児用自転車の練習			6月30日		
行為	親子サッカー			7月15日		
行為	CM撮影			7月17日	7月19日	
行為	公共交通担い手確保フェア(仮称)			7月20日		
行為	パークヨガ			7月21日		
行為	新商品のPR(展示)とお掃除相談室			7月26日		
行為	まつぶし元気応援マルシェ			7月27日		
行為	家族写真			8月3日		
行為	写真撮影			8月8日		
行為	親子サッカー			8月12日		

**まつぶし緑の丘公園  
設置・占用・行為許可一覧**

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	ランバイク練習			9月8日		
行為	お月見の会			9月20日		
行為	ワンタイム			9月21日	9月22日	
行為	親子サッカー			9月23日		
行為	ウォーキング			9月26日		
行為	広報撮影			9月27日		
行為	ランバイク練習			10月6日		
行為	コスプレ撮影			10月8日		
行為	犬マルシェ			10月12日	10月14日	
行為	親子サッカー			10月14日		
行為	中学生駅伝			10月17日	10月18日	
行為	ワンタイム			10月26日	10月27日	
行為	ミニ運動会			11月1日		
行為	ディスクドッグ競技			11月2日	11月3日	
行為	ランバイク練習			11月4日		
行為	ウォーキングイベント			11月6日		
行為	ドッグマルシェ			11月9日	11月10日	
行為	ドッグマルシェ			11月16日		
行為	コリー犬種展示会の準備			11月17日		
行為	うさぎの散歩			11月17日		
行為	うさぎの散歩			11月24日		
行為	うさぎの散歩			12月1日		
行為	赤ちゃんの誕生日写真			12月1日		
行為	ドッグマルシェ			12月8日		
行為	ワークショップ開催に伴う素材の販売			12月8日		
行為	うさぎの散歩			12月8日		
行為	ドッグマルシェ			12月15日		
行為	うさぎの散歩			12月15日		
行為	ドッグマルシェ			12月22日		

**まつぶし緑の丘公園  
設置・占用・行為許可一覧**

R7.3.31現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		
				始期	終期	期間
行為	うさぎの散歩			12月22日		
行為	ドッグマルシェ			12月28日		
行為	みんなでサッカー			12月28日		
行為	コスプレ撮影			12月30日		
行為	ドッグマルシェ			1月5日		
行為	CM撮影			1月6日	1月10日	
行為	親子サッカー			1月13日		
行為	ウェディングフォト			1月30日		
行為	写真展			1月31日	2月3日	
行為	ドッグマルシェ準備			1月31日		
行為	ドッグマルシェ			2月1日	2月2日	
行為	家族写真			2月11日		
行為	親子サッカー			2月11日		
行為	ドッグマルシェ			2月15日	2月16日	
行為	コリー犬種展覧会			3月2日		
行為	健康マーじゃん			3月6日		
行為	ドッグマルシェ			3月8日	3月9日	
行為	公共交通担い手確保フェア(仮称)			3月15日		
行為	ドッグマルシェ			3月22日	3月23日	
行為	ドッグマルシェ			3月22日		
行為	ドッグマルシェ			3月23日		



## まつぶし緑の丘公園 有料施設の利用料金等の設定

## (1) 利用料金

## ア 有料施設

施設名	貸出区分	料金	休館日
レクチャーホール	午前の部 (9:00~13:00)	2,120 円	毎週月曜日 (その日が祝日の場合は当該の翌日とし、当該月曜日に休日が引き続くときは、当該最後の休日の翌日)
	午後の部 (13:00~17:00)	2,120 円	
	夜間の部 (17:00~21:00)	2,120 円	
サークル室 1	午前の部 (9:00~13:00)	1,060 円	12月29日~1月3日
	午後の部 (13:00~17:00)	1,060 円	
	夜間の部 (17:00~21:00)	1,060 円	
サークル室 2	午前の部 (9:00~13:00)	1,060 円	12月29日~1月3日
	午後の部 (13:00~17:00)	1,060 円	
	夜間の部 (17:00~21:00)	1,060 円	
サークル室 3	午前の部 (9:00~13:00)	1,060 円	12月29日~1月3日
	午後の部 (13:00~17:00)	1,060 円	
	夜間の部 (17:00~21:00)	1,060 円	

※ 次のいずれかに該当する場合は、利用料金を無料とすることができる。

- ①国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する活動に使用するとき。
- ②非常災害による緊急避難等に使用するとき。
- ③県民協働を行う団体がその目的による活動のために使用するとき。
- ④身体・療育・精神の3種類の障害者手帳いずれかの所持者及びその介助者1名。

※ 次に該当する場合は、利用料金を半額とすることができる。

国又は地方公共団体（学校は除く）が共催する活動に使用するとき。

※ 県外に住所を有する者が表に掲げる施設を利用する場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加えた額とする。

## [参考]

有料施設の利用料金は、埼玉県都市公園条例の別表1に定める金額の範囲で指定管理者が設定できます。

- ・国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業する事業に使用する場合は1/2を減額するように設定してください。
- ・「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定により、公園施設の係る使用料等を免除するように設定してください。

イ 行為許可

行為名	貸出区分	料金
物品の販売及びこれに類する行為	1㎡あたり半日	7円
	1㎡あたり1日	14円
興行	1㎡あたり半日	8円
	1㎡あたり1日	17円
業として行う写真の撮影	1件あたり半日	360円
	1件あたり1日	740円
業として行う映画等の撮影	1件あたり半日	14,800円
	1件あたり1日	29,800円
競技会、展示会、博覧会、これらに類する催し	1㎡あたり半日	4円
	1㎡あたり1日	8円
広告物の表示	表示面積1㎡あたり1日	2,080円

※次のいずれかに該当する場合は、利用料金を無料とすることができる。

- ①国又は地方公共団体（学校は除く）が主催する活動に使用するとき。
- ②非常災害による緊急避難等に使用するとき。
- ③県民協働を行う団体がその目的による活動のために使用するとき。

※次のいずれかに該当する場合は、利用料金を半額とすることができる。

国又は地方公共団体（学校は除く）が共催する活動に使用するとき。

※県外に住所を有する者が表に掲げる行為を行う場合は、表の金額に、それぞれ当該金額の100分の50に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を加えた額とする。

※公園施設を利用して入場料又はこれに類するものの徴収をする場合は、表の金額を用いて算出した金額、総入場料収入額の100分の5.5（当該金額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て）に相当する額又は50,100円のいずれか高い額とします。

※電気、水道等を使用する場合又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は、表の金額に、それぞれ実費相当額を加えた額とする。

※表の金額を用いて算出した金額が100円以上となる場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、当該金額が100円に満たない場合における利用料金の額は0円とする。

[参考]

行為の許可の使用料は、埼玉県都市公園条例の別表3に定める金額の範囲で指定管理者が設定できます。その際は、国又は地方公共団体が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額するように設定してください。

(2) 自主事業

行 為	現 行 料 金 (円)
レクチャーホール内ビデオプロジェクターレンタルサービス	1回(4時間単位)あたり 830円
移動式展示パネルレンタルサービス	1回(4時間単位)あたり 100円/台
自動販売機	100円～300円
移動売店出店料	【移動調理販売車(飲食品販売)】 売上額(1日)の15%と電気料 【移動販売車(農産物等の販売)】 売上額(1日)の10%
ワイヤレスアンプレンタルサービス	1回(4時間単位)あたり 300円
コピーサービス	【白黒コピー】 A4サイズ:10円/枚 A3サイズ:20円/枚 【カラーコピー】 A4サイズ:50円/枚 A3サイズ:100円/枚

## まつぶし緑の丘公園利用者アンケート結果

### 【問1-1】あなたの年齢を教えてください。



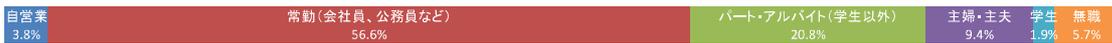
回答数 53

### 【問1-2】あなたの性別を教えてください。



回答数 53

### 【問1-3】あなたの職業について教えてください。



回答数 53

### 【問1-4】あなたがお住まいの市町村を教えてください。

さいたま市(西区)	0	春日部市	17	三郷市	0	横瀬町	0
さいたま市(北区)	0	狭山市	0	蓮田市	0	皆野町	0
さいたま市(大宮区)	0	羽生市	0	坂戸市	0	長瀬町	0
さいたま市(見沼区)	0	鴻巣市	0	幸手市	0	小鹿野町	0
さいたま市(中央区)	0	深谷市	0	鶴ヶ島市	0	東秩父村	0
さいたま市(桜区)	0	上尾市	0	日高市	0	美里町	0
さいたま市(浦和区)	0	草加市	1	吉川市	4	神川町	0
さいたま市(南区)	1	越谷市	8	ふじみ野市	0	上里町	0
さいたま市(緑区)	0	蕨市	0	白岡市	0	寄居町	0
さいたま市(岩槻区)	0	戸田市	0	伊奈町	0	宮代町	1
川越市	0	入間市	0	三芳町	0	杉戸町	1
熊谷市	0	朝霞市	0	毛呂山町	0	松伏町	16
川口市	0	志木市	0	越生町	0	★県外(群馬県)	0
行田市	0	和光市	0	滑川町	0	★県外(栃木県)	0
秩父市	0	新座市	0	嵐山町	0	★県外(茨城県)	0
所沢市	0	桶川市	0	小川町	0	★県外(千葉県)	4
飯能市	0	久喜市	0	川島町	0	★県外(東京都)	0
加須市	0	北本市	0	吉見町	0	★県外(その他)	0
本庄市	0	八潮市	0	鳩山町	0		
東松山市	0	富士見市	0	ときがわ町	0		

### 【問2-2】その公園の利用頻度を教えてください。



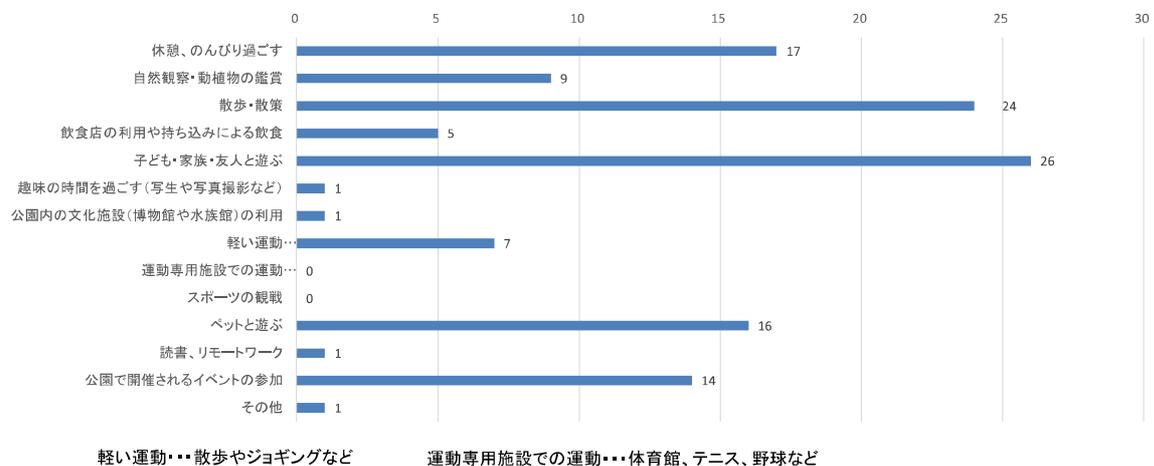
回答数 53

### 【問2-3】その公園への交通手段を教えてください。



回答数 53

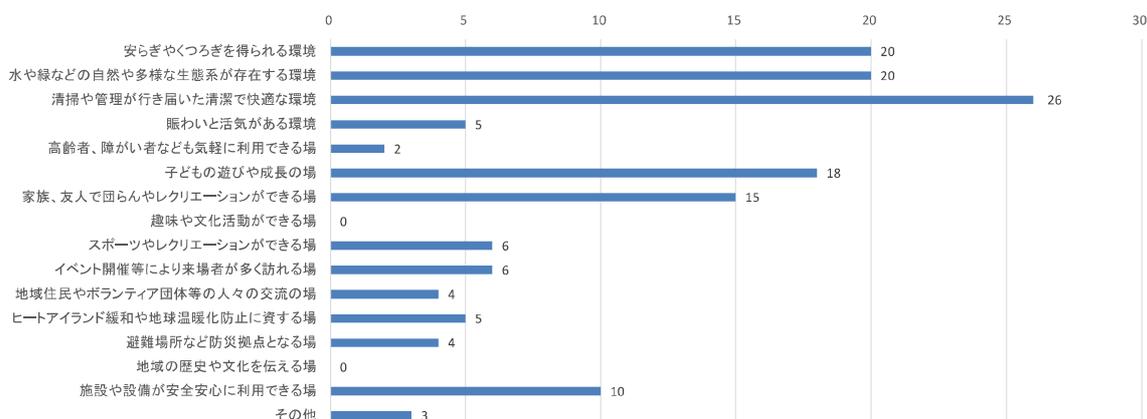
### 【問2-4】その公園の利用目的について教えてください。



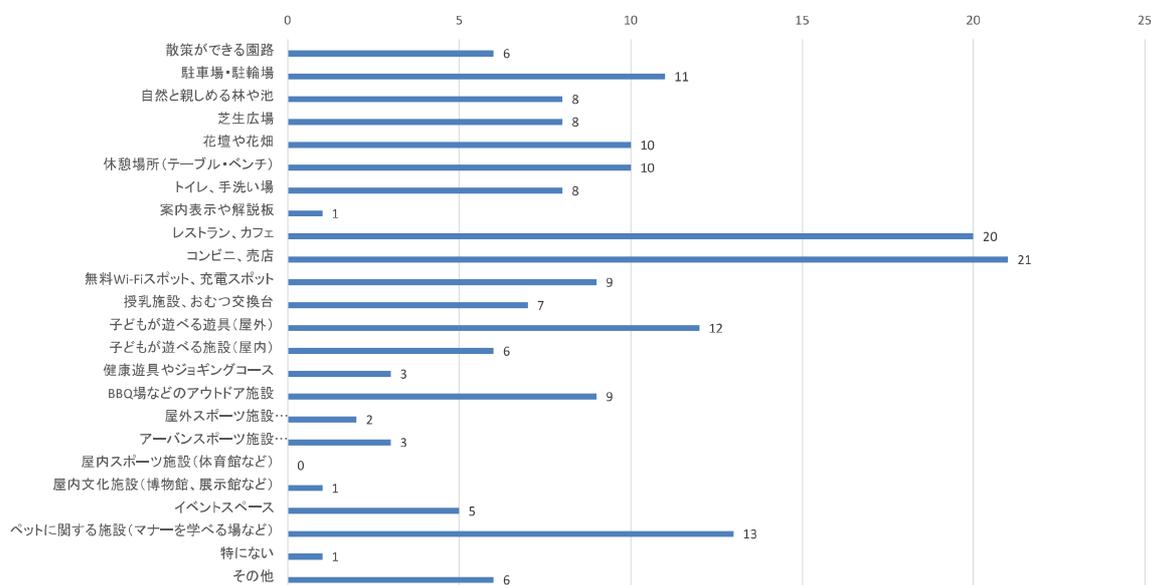
軽い運動...散歩やジョギングなど

運動専用施設での運動...体育館、テニス、野球など

【問2-5】その公園で残してほしいもの、こうあってほしいものを教えてください。



【問2-6】その公園をより良くするために、必要な施設や設備があれば教えてください。



屋外スポーツ施設・・・テニスコート、野球場、サッカー場など アーバンスポーツ施設・・・スケートボードパーク、ボルダリングなど

【問2-7】その公園の管理や運営に関して意見があれば教えてください。(主な意見)

- 夏季期間は日陰が少なく暑いので園路に木陰が欲しいと思っています。また、夜間の散歩の際、園路灯が9:20ごろに消灯するので、せめて10:00まで点灯時間を延ばしてほしい。(50代・男性)
- 犬のイベントは嬉しいが、イベントスペースと子どもが遊ぶ場所が分かっていると良かった。私が小さい子を育てている立場であったら安心して遊ばせられません。(50代・女性)
- 大広場の水はけが悪く、一度雨が降ると一週間以上一部沼のようになってしまう。(40代・女性)
- 色々なイベントが行われていて、SNS等での発信もされているのにカフェやレストラン、イベント時のキッチンカーがない為、集客できていない。とても綺麗に整備されて素敵な公園なのに。(40代・女性)
- ドッグランとまでは望みませんが、夏は、犬も入れる水場があると、もっと嬉しいです。(50代・女性)
- 電気自動車の充電器を他施設にも拡大していただけると有り難い。公園内に太陽光発電から充電できるようになるとカーボンニュートラルへの取り組みが公園利用者に見える形で訴求できると思う。(50代・男性)
- 温かい便座のお手洗いが園内の一部にしかないため、冬場利用する際には、温かい便座のお手洗いが増えると助かる。(30代・女性)
- 夏場は水辺ゾーンがアオコの発生で臭いが発生することがある。(60代・男性)
- 犬を離したり、伸びるリードで遊ばせていて心配。犬とみんなで遊びたい人がたくさんいるのでドッグランを作って遊ばせてあげた方が安全では？(40代・女性)
- 授乳室が管理室の奥にあり働いている方の狭いデスク横を通って授乳室に入る。もっと気軽に使える場所に清潔な授乳室があるとよい。(20代・女性)
- 授乳施設がより充実すると、小さな子供がいる家族の利用満足度が高くなると思う。(40代・男性)

## 指定管理業務に関する特記仕様書（まつぶし緑の丘公園）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

### 記

- 1 別添1の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
  - (1) 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
  - (2) 国又は埼玉県（以下「県」という。）が主催する事業等に使用する場合、又は共催する事業等に使用する場合は減額又は免除することができる。

ただし、電気、ガス、水道、下水道等を使用する場合、又は特別な設備、管理、模様替え等を要する場合は別途実費相当額を徴収することができる。
  - (3) 障害者等の利用料金については、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」（昭和58年条例第8号）及び「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則」（昭和58年規則第32号）の規定に基づいて減免すること。
  - (4) 有料施設の利用料金について現行の料金設定を超える料金を設定する場合は、さらに次の事項を踏まえること。
    - ア 設備投資等により、機能・仕様の向上が明らかに見られること。
    - イ 機能・仕様の向上が利用者ニーズを反映させたものであること。
    - ウ 近隣の類似施設や県営都市公園内の同種の施設の料金と比較しても妥当な設定がなされ、関係機関及び利用者の理解が得られること。
    - エ 新料金の適用日については、個々の利用形態に応じた周知期間をおくこと。
- 4 樹木の老朽化について

公園内の樹木の老朽化に伴い、適正な維持管理を行っていくため、県が管理する樹木診断結果等に基づき県と調整の上、適切に管理を行うこと。

また、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見に努め、除去を行うとともに、台風等による倒木については、速やかに除去すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。

埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体との連携を図ること。

地域に根ざした公園となるように地元ボランティア団体と連携し、公園管理を行うよう努力すること。

### 7-1 遊具については、次の安全対策を行うこと。

- (1) (一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 2 4」に準じた遊具の日常点検表を作成し、日常点検を行うこと。  
また、同規準に準じた遊具履歴書を作成、更新すること。
- (2) 年1回以上、専門業者による点検を実施すること。
- (3) 点検の結果、修繕等の対策を要する場合は速やかに対応すること。

### 7-2 自家用電気工作物の保安管理について

別添2「電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容」に基づき別表1を満たすように保安規程を作成し、職務を行うこと。

また、埼玉県公園間の連絡調整機会の充実を図る目的で埼玉県が開催する「県営公園電気主任技術者連絡会議」への出席に配慮すること。

### 7-3 設置許可施設との協力体制に努めること。

都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。

### 7-4 県民協働による公園の管理と整備に協力すること。

県が進めている県民協働による公園の管理と整備については、積極的に協力すること。また、大川戸地区県営まつぶし緑の丘公園利用促進委員会への協力体制をとること。

### 7-5 防災等に関する訓練に協力すること。

まつぶし緑の丘公園は松伏町の地域防災計画で指定緊急避難場所として指定されており、松伏町が実施する防災訓練に公園を管理する者として参加及び協力すること。

### 7-6 水辺ゾーンの水質浄化について

水辺ゾーンにある池の水質について、来園者が安心して利用できるよう汚濁の抑止や浄化に努めること。

### 7-7 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について

近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えているクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書(案)別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」により、県と連携して必要な対策を実施すること。

### 7-8 防犯カメラの設置について

令和7年に実施する県工事において、園内に10台前後の防犯カメラを設置予定である。防犯カメラ1台につき、月に約9千円程度の通信料が発生するため、指定管理料の見積りには、合計9万円/月(10台想定)の通信料を含めた額を積算すること。この費用については、令和7年度予算と比較を行う一次審査の指定管理料に係る

評価からは除外して審査を行う。

なお、最終的な通信料や支払い時期については、指定管理者として指定された後、協定締結時に県と協議することとする。

## **8 ネーミングライツの導入について**

県は令和7年度中にネーミングライツの募集を行い、公園の愛称が付される予定である。なお、ネーミングライツ募集の事務は県が行い、命名権料も県の収益となる予定。

ネーミングライツの導入に伴う対応については、指定管理者は県に誠意をもって協力すること。

## **9 本書の定めのない事項**

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。

別添 1

まつぶし緑の丘公園 有資格者の選任等一覧

(適用欄○を適用する。)

・有資格者の選任、許可、届出事項等

関連事項	資格等	根拠法令等	適用	備考
消防法関係	防火管理者、消防計画	消防法第8条	○	指定管理者が行う。
	危険物保安監督者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	危険物取扱者	消防法第13条	/	選任、指定管理者が行う。
	少量危険物施設の貯蔵・取扱い変更届出	火災予防条例	/	届出、所轄消防により異なる
電気事業法関係	電気主任技術者、保安規程	電気事業法第43条、第42条	○	選任、届出 指定管理者が行う。 平成17年3月28日付け平成17-03-22原院第1号「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」による。
	ボイラー・タービン主任技術者	電気事業法第43条	/	選任、指定管理者が行う。
ビル管法	建築物環境衛生管理技術者	ビル管法第6条	/	選任、指定管理者が行う。
浄化槽法	浄化槽管理士	浄化槽法第10条	/	選任、指定管理者が行う。
廃棄物の処理および清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物管理責任者	廃棄物の処理および清掃に関する法律第12条の2	/	選任、指定管理者が行う。

ビル管法…「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による。

・定期検査報告事項等

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
建築基準法	特殊建築物等定期点検	建築基準法第12条	○	特定建築物
	昇降機定期検査報告	建築基準法第12条	/	エレベーター
消防法	消防用設備等点検結果報告	消防法17条の3の3	○	
	地下タンク貯蔵所定期点検	消防法第14条3の2	○	3年以内、1年以内
ビル管法	建築物環境衛生管理基準	ビル管法第4条	/	維持管理の基準
水道法	簡易専用水道の検査	水道法第34条の2	/	受水槽>10m3
	小規模貯水槽水道の検査	条例等	/	受水槽≤10m3、簡易専用水道に準じる
浄化槽法	し尿浄化槽点検、清掃、水質検査	浄化槽法第8条、第9条、第10条、第11条	○	

・その他関係法令

関連事項	届出等	根拠法令等	適用	備考
小型船舶操縦者法	海技免状	小型船舶操縦者法第23条の2	/	有資格者の選任、湖川管理用
労働安全衛生法	ボイラ取扱作業主任者	労働安全衛生法第14条、第61条	/	有資格者の選任
プール衛生管理	衛生管理者、管理責任者	埼玉県プール維持管理指導要綱第6条	/	選任
食品衛生法	食品営業許可、食品衛生責任者	食品衛生法第52条、第50条	/	許可、届出 営業を営もうとする者
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物の処理	廃棄物処理の処理及び清掃に関する法律第11条	○	産業廃棄物の適正な処理
その他関係法令	関係法規等の遵守	関係法規等	○	関係法規等の遵守

小型船舶操縦者法…「船舶職員及び小型船舶操縦者法」による。

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視、点検内容

電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の巡視及び点検内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 外部委託請負者が行う点検の範囲については、委託契約書によることとし、電気工作物の種類並びに点検の種別にしたがい、原則として別表第 1 のとおりとする。  
ただし、設備が特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検が困難な電気工作物については、外部委託請負者の意見を聞いて、必要な点検を専門業者又は、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。
- (2) 電気事故又は、電気工作物に異常が発生し、もしくは発生する恐れがある場合に、みなし設置者又は電気事業者の通知に基づき外部委託請負者が行う応急措置の指導や助言は、電話又は直接現地にて行うものとする。  
この場合においてみなし設置者は、外部委託請負者が応急措置を行うための判断に役立てるため、電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に外部委託請負者に連絡し、設置者に報告する。

# 点 検 基 準

主任技術者を外部委託により承認申請する場合

埼 玉 県

別表 1

## 点検項目

(需要設備・配電設備・負荷設備・自家発電設備)

## 1-1 日常巡視、定期巡視、精密点検

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備 (第二受電設備以降も含む)	高圧負荷開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		継電器との連動試験		○	
		保護継電器動作特性試験		○	
		制御装置のコンデンサー容量測定			○
	断路器	外観点検	○	○	
		振れ止め装置の機能点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		動作試験		○	
		電磁弁構造部の注油、調整		○	
		附属装置の状況		○	
		油の汚れ、特性調査		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		接地線接続部		○	
		遮断速度測定			○
		絶縁油耐圧試験			○
		内部点検			○
	母線	外観点検		○	
		碍子点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	受電用変圧器	外観点検	○	○	
		漏えい電流測定		○	○
		接地線接続部の点検		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		絶縁油耐圧試験			○
内部点検			○		
計器用変成器	外観点検	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	接地線接続部の点検		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
受電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	シーケンス試験		○		
	端子配線符号		○		
計器の較正		○			
監視盤	計器・表示灯の異常点検	○	○		
	操作・切換開閉器等点検	○	○		
	裏面配線の塵埃等		○		
	接地線接続部の点検		○		
	保護継電器の動作試験		○		

注 1. 高圧機器の絶縁抵抗測定は、5000Vメガーを用いること。

注 2. 遮断速度測定は開極投入時間、最小動作電圧及び電流の測定も含む。

対 象	点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検	
受電設備（第二受電設備以降も含む）	監視盤	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		シーケンス試験		○	
		端子配線符号		○	
		計器の校正		○	
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		充電装置の内部点検			○
		比重・液温・電圧測定	○	○	
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
		無断掘削点検	○	○	
		標識・他物との隔離距離	○	○	
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
配電設備（屋外電線路を含む）	断路器 遮断器 開閉器類	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	配電盤	計器・表示灯の異常点検	○	○	
		操作・切換開閉器等点検	○	○	
		裏面配線の塵埃等		○	
		接地線接続部の点検		○	
		端子配線符号		○	
		絶縁抵抗・接地抵抗測定		○	
		保護継電器の動作試験		○	
		シーケンス試験		○	
	計器の校正		○		
	配電用変圧器	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ	需要設備用と同じ
	電線及び支持物	外観点検	○	○	
		標識・保護柵状況	○	○	
		取付状況		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	ケーブル	外観・加熱状況点検	○	○	
無断掘削点検		○	○		
標識・他物との隔離距離		○	○		
接地線接続部の点検			○		
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○		
負荷設備	回転機器	外観点検	○	○	
		整流子、刷子及び集電環の発熱等	○	○	
		制御装置、接地線接続部の点検		○	
		内部点検、回転子軸受等			○
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配線、配線器具	開閉器の点検、塵埃等	○	○	
		接続状況		○	
	その他の機器	絶縁抵抗測定		○	
		外観点検	○	○	
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		

注3. 変圧器を点検する際に、温度測定も行う。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	非常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○	
				始動試験	○	○	
				機関主要部分の分解			○
				排ガス測定		○	
				内燃機関の分解			○
			ガスタービン	外観点検	○	○	
				計器盤点検	○	○	
				振動・異音・異臭等	○	○	
				油面、漏れ等	○	○	
				燃焼器点検		○	
				機器内部点検		○	
				高温部分点検			○
		オーバーホール				○	
		ガス圧縮機	外観点検	○	○		
			保安装置		○		
			カップリング		○		
			オイルポンプ		○		
			スクリー圧縮機分解点検			○	
		補機類	外観点検	○	○		
			振動・異音・異臭等	○	○		
			駆動機シリンダ部グリース補給		○		
			リミットスイッチ動作位置		○		
			軸受部開放点検			○	
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○		
			異音、振動、漏れ等	○	○		
			ベルトの点検、調整		○		
			総合分解点検			○	
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○	
			計器点検	○	○		
			純粋タンク水位、流量	○	○		
			カートリッジ純水器再生	○	○		
			総合システム点検		○		
		始動用空気圧縮機	純水加压ポンプの分解点検			○	
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○		
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○		
			安全弁の作動	○	○		
			潤滑油交換		○		
			ベルトの点検、調整		○		
			ピストン、シリンダーの分解点検			○	
		発電機関係	外観点検	○	○		
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検		○	○	
接地線接続部の点検			○				
内部点検				○			
絶縁抵抗・接地抵抗測定			○				
保護継電器の動作試験			○				
蓄電池	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ	需要設備と同じ			
常用発電設備	原動機関係	内燃機関 (ディーゼル)	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○	○	
			排ガス測定		○		
			内燃機関の分解			○	

注4. 排ガス測定について、大気汚染防止法の定めによりばい煙発生施設となる場合は、必要に応じてばい煙測定が実施されていること及び測定値が規制値以下であることを確認します。

注5. 自家用発電設備の燃料タンクについても、外観点検を行ってください。

注6. ○印は該当する各点検項目を示し、設備のある場合に適用します。

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検			
自家用発電設備	常用発電設備	原動機関係	ガスタービン	外観点検	○	○		
				計器盤点検	○	○		
				振動・異音・異臭等	○	○		
				油面、漏れ等	○	○		
				燃焼器点検		○		
				機器内部点検		○		
				高温部分解点検			○	
				オーバーホール			○	
				ガス圧縮機	外観点検	○	○	
					保安装置		○	
					カップリング		○	
					オイルポンプ		○	
					スクリー圧縮機分解点検			○
				補機類	外観点検	○	○	
					振動・異音・異臭等	○	○	
		駆動機シリンダ部グリース補給			○			
		リミットスイッチ動作位置			○			
		軸受部開放点検				○		
		計装用空気圧縮機	ドレン抜き	○	○			
			異音、振動、漏れ等	○	○			
			ベルトの点検、調整		○			
			総合分解点検			○		
		純水製造装置 水噴射装置	漏れ等	○	○	○		
			計器点検	○	○			
			純粋タンク水位、流量	○	○			
			カートリッジ純水器再生	○	○			
			総合システム点検		○			
		始動用空気圧縮機	純水加圧ポンプの分解点検			○		
			ドレン抜き、漏れ、異音等	○	○			
			圧力調整弁、圧力開閉器	○	○			
			安全弁の作動	○	○			
			潤滑油交換		○			
			ベルトの点検、調整		○			
			ピストン、シリンダーの分解点検			○		
		配電盤	外観点検	○	○			
			機器損傷の有無	○	○			
			埃等の侵入防止、清掃	○	○			
			端子台、コネクタ等	○	○			
			操作、切換開閉器の動作試験		○			
			締付けねじの増締め		○			
			ヒューズ類の点検		○			
			盤内取付器具の加熱変色、損傷		○			
			盤内、外面の清掃		○			
			自動電圧調整器の外観、調整範囲確認		○			
			その他配電設備と同じ		○			
絶縁抵抗測定			○					
発電機関係	音響、振動、異臭等		○	○				
	軸受、固定子及び接続部の変色・加熱	○	○					
	グリースの劣化・漏れ等		○					
	内部点検、コイル軸受、通風、附属装置		○					
	内部分解点検			○				
	軸受の点検、交換			○				
	絶縁抵抗・接地抵抗測定		○					
保護継電器の動作試験		○						
蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。				

対 象		点検項目	日常巡視点検	定期巡視点検	精密点検		
自家用発電設備	移動用自家発電設備	原動機関係	外観点検	○	○		
			始動試験	○	○		
			機関主要部分の分解		○		
			内燃機関の分解			○	
		発電機関係	外観点検	○	○	○	
			整流子、刷子、集電環の発熱等	○	○		
			制御装置点検の点検		○		
			接地線接続部の点検		○		
			内部点検、回転子軸受、通風、附属装置			○	
			絶縁抵抗・接地抵抗測定		○		
			保護継電器の動作試験		○		
		蓄電池	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	需要設備と同じ。	
		車両	ブレーキ	○	○		
			タイヤ	○	○		
			エンジン関係	○	○		
	燃料		○	○			
	ライト、ウインカー		○	○			
	その他		○	○			
	排ガス測定			○			
	太陽光発電設備		太陽電池アレイ（架台を含む。）	外観点検	○	○	
		接地線接続部の点検		○	○		
		絶縁抵抗測定			○		
		開放電圧測定			○		
		中継端子箱アレイ出力開閉器	外観点検	○	○		
			接地線接続部の点検	○	○		
			絶縁抵抗測定		○		
			インバータ	外観点検	○	○	
				異音、異臭等	○	○	
				接地線接続部の点検	○	○	
	絶縁抵抗測定			○			
	系統連係保護装置	保護機能試験		○			
		外観点検	○	○			
		接地線接続部	○	○			
絶縁抵抗測定			○				
投入ロック試験			○				
接地設備	保護継電器の動作試験		○				
	接地抵抗測定		○				
風力発電設備	風車	外観点検	○	○			
		尾翼ダンパー点検、交換					
		ブレード点検、交換			○		
	タワー	外観点検	○	○			
		ウィンチ点検		○			
	風速計	外観点検	○	○			
		異音等	○	○			
	発電機	外観点検	○	○			
		異音等	○	○			
		ブラシ点検、交換			○		
		オーバーホール			○		
		絶縁抵抗測定		○			
インバータ	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。			
系統連係保護装置	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。	太陽光発電設備と同じ。			
接地設備	接地抵抗測定		○				

注7. 「日常巡視点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「定期巡視点検」は主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいいます。

「精密点検」は「定期点検」より設備細部の点検を実施するものをいいます。なお、精密点検については、主任技術者の意見を聞いて、設置者（みなし設置者）が電気機器製造者等に依頼して行うものとします。

注8. 絶縁油の点検・試験は、PCB油混入のおそれがある場合、一部省略することがあります。

点検項目  
(工事期間中の点検及び竣工検査)

1-2 工事期間中の点検及び竣工検査

電 気 工 作 物		点検項目	工事期間中の点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、 引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、 高圧負荷開閉器、変圧器、 コンデンサ、リアクトル、 避雷器、計器用変成器 及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接抵抗測定		○
構造物	受電室建物、 キュービクル式受・変電設備の 金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備 (非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		保護継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
蓄電池 設備	蓄電池、充電装置 及び付属装置	インターロック試験		○
		外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	温度測定		○
		外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

注 1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用します。

### 1-3 臨時点検

電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合は、その都度点検、測定、試験を行うものとします。

## 2 点検の周期

点検の種別		周期	
日常巡視点検	需要設備	毎月	1回
	内燃力発電所	毎月	2回
定期巡視点検	需要設備	毎年	1回
	内燃力発電所	毎年	1回
精密点検	需要設備	3～8年	1回
	内燃力発電所	3～8年	1回
臨時点検		必要の都度	
工事期間中の点検		週	1回
自主検査		工事完了後	

注1. 自主検査は電気事業法第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合するものであること。